

岩手県告示第820号

漁業災害補償法の規定による特定養殖業に係る一定の区域（平成14年岩手県告示第902号の3）の一部を次のように改正する。
 ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の7の共済責任期間の開始日が平成30年11月5日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
1 わかめ養殖業		1 わかめ養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
[略]		[略]	
<u>摂待加入区</u>	<u>宮古市田老字小堀内南、字向新田、字水沢南、字水沢、字弘川、字片巻、字星山、字下摂待、字胡桃畑、字摂待、字上摂待、字畑、字上沖、字畑川向、字岩瀬張及び字小堀内の区域</u>	<u>田老町加入区</u>	<u>田老町漁業協同組合の地区の区域</u>
<u>小港加入区</u>	<u>宮古市田老字越田、字和野、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝南、字青野滝、字青野滝北、字飛、字長畑、字新田、字乙部の一部及び字新田平の区域</u>		
<u>田老加入区</u>	<u>宮古市田老字川向、字八幡水神、字向山、字小田代、字小林、字田中、字田の沢、字館が森、字ケラス、字荒谷、字野原、字乙部の一部及び字青砂里の区域</u>		
<u>櫛内加入区</u>	<u>宮古市田老字西向山、字櫛内及び字古田の区域</u>		
<u>宮古外洋加入区</u>	<u>宮古市光岸地、南町、向町、末広町、藤原、大字千徳、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町、日立浜町、日の出町、佐原、大字崎山及び大字崎鉾ヶ崎の区域</u>	<u>宮古加入区</u>	<u>宮古漁業協同組合の地区の区域</u>
<u>宮古内湾加入区</u>	<u>宮古市大字磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、上村、磯鶏、実田、大字八木沢、神林、高浜、大字金浜、大字津軽石、大字赤前及び白浜の区域</u>		
[略]		[略]	
<u>北浜加入区</u>	<u>大船渡市末崎町字船河原、字峯岸、字内田、字細浦、字神坂、字中野、字小細浦、字山岸及び字平林の区域</u>	<u>北浜加入区</u>	<u>大船渡市末崎町字船河原、字峯岸、字内田、字細浦、字神坂、字中野、字小細浦、字山岸、字平林及び字上山の区域</u>

中央加入区	大船渡市末崎町字小田、字高清水、字鳥崎、 <u>字太田</u> 、字鶴巻、字西館の一部、字小中井の一部及び字門之浜の区域
[略]	
<u>唯出加入区</u>	陸前高田市小友町字唯出、字谷地館、字谷地前、字小ケ口前及び字門前の区域
<u>浦浜加入区</u>	陸前高田市小友町字矢之浦、字瀬沢、字鳥越、字鳥嶋、字塩谷、字三日市、字茗荷、字冥加沢、字両替及び字金浜の区域
<u>米崎町加入区</u>	陸前高田市米崎町の区域
[略]	

2 こんぶ養殖業

加入区の名称	区 域
[略]	
<u>撰待加入区</u>	宮古市田老字小堀内南、字向新田、字水沢南、字水沢、字払川、字片巻、字星山、字下撰待、字胡桃畑、字撰待、字上撰待、字畑、字上沖、字畑川向、字岩瀬張及び字小堀内の区域
<u>小港加入区</u>	宮古市田老字越田、字和野、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝南、字青野滝、字青野滝北、字飛、字長畑、字新田、字乙部の一部及び字新田平の区域
<u>田老加入区</u>	宮古市田老字川向、字八幡水神、字向山、字小田代、字小林、字田中、字田の沢、字館が森、字ケラス、字荒谷、字野原、字乙部の一部及び字青砂里の区域
<u>檜内加入区</u>	宮古市田老字西向山、字檜内及び字古田の区域
<u>宮古外洋加入区</u>	宮古市光岸地、南町、向町、末広町、藤原、大字千徳、鯨ヶ崎、臨港通、鯨ヶ崎上町、鯨ヶ崎仲町、鯨ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町、日立浜町、日の出町、佐原、大字崎山及び大字崎鯨ヶ崎の区域
<u>宮古内湾加入区</u>	宮古市大字磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、上村、磯鶏、実田、大字八木沢、神林、高浜、大字金浜、大字津軽石、大字赤前及び白浜の区域

中央加入区	大船渡市末崎町字小田、字高清水、字鳥崎、 <u>字大田</u> 、字鶴巻、字西館の一部、字小中井の一部及び字門之浜の区域
[略]	
<u>小友米崎町加入区</u>	陸前高田市小友町及び米崎町の区域
[略]	

2 こんぶ養殖業

加入区の名称	区 域
[略]	
<u>田老町加入区</u>	田老町漁業協同組合の地区の区域
<u>宮古加入区</u>	宮古漁業協同組合の地区の区域

[略]

3 ほたて貝等養殖業

(1) ほたて貝

加入区の名称	区 域
[略]	
中央加入区	大船渡市末崎町字小田、字高清水、字烏崎、 <u>字太田</u> 、字鶴巻、字門之浜、字小中井の一部及び字西館の一部の区域
[略]	

(2) [略]

4 特定かき養殖業

加入区の名称	区 域
[略]	
北浜加入区	大船渡市漁業協同組合の地区のうち大船渡市末崎町字船河原、字峯岸、字内田、字細浦、字神坂、字中野、字山岸、字小細浦及び字平林の区域
門之浜加入区	大船渡市漁業協同組合の地区のうち大船渡市末崎町字小田、字高清水、字烏崎、 <u>字太田</u> 、字鶴巻、字門之浜、字小中井、字西館、字山根、字中森、字泊里、字大豆沢、字大浜及び字赤土倉の区域
[略]	

[略]

3 ほたて貝等養殖業

(1) ほたて貝

加入区の名称	区 域
[略]	
中央加入区	大船渡市末崎町字小田、字高清水、字烏崎、 <u>字大田</u> 、字鶴巻、字門之浜、字小中井の一部及び字西館の一部の区域
[略]	

(2) [略]

4 特定かき養殖業

加入区の名称	区 域
[略]	
北浜加入区	大船渡市漁業協同組合の地区のうち大船渡市末崎町字船河原、字峯岸、字内田、字細浦、字神坂、字中野、字山岸、字小細浦、 <u>字平林</u> 及び <u>字上山</u> の区域
門之浜加入区	大船渡市漁業協同組合の地区のうち大船渡市末崎町字小田、字高清水、字烏崎、 <u>字大田</u> 、字鶴巻、字門之浜、字小中井、字西館、字山根、字中森、字泊里、字大豆沢、字大浜及び字赤土倉の区域
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。